

○厚生労働省令第一号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和四年一月四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(令第七条第五項第一号に規定する収入の額)</p> <p>第三十一条 令第七条第五項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項第一号又は第二号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。)を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。</p> <p>(令第七条第五項第一号又は第二号の規定の適用の申請)</p> <p>第三十二条 令第七条第五項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、当該後期高齢者医療広域連合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 令第七条第五項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額</p> <p>(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等)</p> <p>第七十条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証</p>	<p>(令第七条第三項第一号に規定する収入の額)</p> <p>第三十一条 令第七条第三項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項第一号又は第二号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。)を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。</p> <p>(令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請)</p> <p>第三十二条 令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、当該後期高齢者医療広域連合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 令第七条第三項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額</p> <p>(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等)</p> <p>第七十条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証</p>

明書を交付しなければならない。

一 三 (略)

四 計算期間（申請者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限る。）において、当該申請者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十四条の二第一項第一号に規定する合算額

五 六 (略)

4・5 (略)

明書を交付しなければならない。

一 三 (略)

四 計算期間（申請者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限る。）において、当該申請者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十四条の二第一項第一号に規定する合算額

五 六 (略)

4・5 (略)

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第二条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百四十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

<p>(特別高額医療費共同事業交付金の額の算定の基礎となる期間及び額)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 算定政令第二十一条第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、前項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者(法第六十七条第一項第三号の規定が適用される被保険者を除く。)に係る同一の月にそれぞれの病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)について受けた療養に係る費用の額(当該療養(特定給付対象療養(施行令第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。次項において同じ。)を除く。))につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額(法第七十条第五項の規定により指定法人(同項に規定する指定法人をいう。以下同じ。))が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。))が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。</p> <p>3 算定政令第二十一条第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、第一項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者(法第六十七条第一項第三号の規定が適用される被保険者に限る。))に係る同一の月にそれぞれの病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(特定給付対象療養を除く。))につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額(法第七十条第五</p>	<p>(特別高額医療費共同事業交付金の額の算定の基礎となる期間及び額)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 算定政令第二十一条第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、前項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者(法第六十七条第一項第二号の規定が適用される被保険者を除く。)に係る同一の月にそれぞれの病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)について受けた療養に係る費用の額(当該療養(特定給付対象療養(施行令第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。次項において同じ。)を除く。))につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額(法第七十条第五</p>
---	--

項の規定により指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。)が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

項の規定により指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。)が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

(後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正)

第三条 後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四百四十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(調整対象需要額の算定方法)

第四条 調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率（法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。）を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から特別調整控除額並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額（以下「高額医療費公費負担額」という。）を控除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「補正前調整対象需要額」という。）に補正係数を乗じて得た額とする。

一 被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち、法第六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第一号・第二号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ 次の(1)から(5)までに掲げる額の合計額

(1) 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間（以下このイ及び次号イにおいて「請求費用算定期間」という。）における請求に係る第一号・第二号被保険者に係る療養の給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

(2) 請求費用算定期間における請求に係る第一号・第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十七条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二

改正前

(調整対象需要額の算定方法)

第四条 調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率（法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。）を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から特別調整控除額並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額（以下「高額医療費公費負担額」という。）を控除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「補正前調整対象需要額」という。）に補正係数を乗じて得た額とする。

一 被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち、法第六十七条第一項第一号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第一号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ 次の(1)から(5)までに掲げる額の合計額

(1) 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間（以下このイ及び次号イにおいて「請求費用算定期間」という。）における請求に係る第一号被保険者に係る療養の給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

(2) 請求費用算定期間における請求に係る第一号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十七条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現

月末日現在において審査決定しているものの額

- (3) 請求費用算定期間における請求に係る第一号・第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額
- (4) 請求費用算定期間における請求に係る第一号・第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額
- (5) 請求費用算定期間における請求に係る第一号・第二号被保険者に係る訪問看護療養費の支給に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

ロ 次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額

- (1) 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間（以下このロ及び次号ロにおいて「支給費用算定期間」という。）における第一号・第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額
- (2) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額
- (3) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額
- (4) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額
- (5) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額
- (6) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る

在において審査決定しているものの額

- (3) 請求費用算定期間における請求に係る第一号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額
- (4) 請求費用算定期間における請求に係る第一号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額
- (5) 請求費用算定期間における請求に係る第一号被保険者に係る訪問看護療養費の支給に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

ロ 次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額

- (1) 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間（以下このロ及び次号ロにおいて「支給費用算定期間」という。）における第一号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額
- (2) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額
- (3) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額
- (4) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額
- (5) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額
- (6) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る高額療

る高額療養費の支給に要した費用の額

(7) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

二 被保険者のうち、法第六十七条第一項第三号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第三号被保険者」という。）

（）に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ 次の(1)から(5)までに掲げる額の合計額

(1) 請求費用算定期間における請求に係る第三号被保険者に係る療養の給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

(2) 請求費用算定期間における請求に係る第三号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(3) 請求費用算定期間における請求に係る第三号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(4) 請求費用算定期間における請求に係る第三号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(5) 請求費用算定期間における請求に係る第三号被保険者に係る訪問看護療養費の支給に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

ロ 次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額

(1) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

養費の支給に要した費用の額

(7) 支給費用算定期間における第一号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

二 被保険者のうち、法第六十七条第一項第二号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第二号被保険者」という。）

（）に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ 次の(1)から(5)までに掲げる額の合計額

(1) 請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る療養の給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

(2) 請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(3) 請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(4) 請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(5) 請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る訪問看護療養費の支給に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

ロ 次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額

(1) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

- (2) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額
- (3) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額
- (4) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額
- (5) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額
- (6) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額
- (7) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

- (2) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額
- (3) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額
- (4) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額
- (5) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額
- (6) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額
- (7) 支給費用算定期間における第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

附 則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。